

令和8年度 おおえを潤す森林再生事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、地球温暖化防止をはじめとする多面的機能の高い健全な森林の育成を図り、大江町の森林を魅力ある美しい“もり”にするため、町内の利用間伐を積極的に促進することを目的とし、利用間伐及び利用間伐を実施するための作業道の開設、利用間伐等に必要な森林施業集約化、下刈り、雪起こし、枝打ち、苗木植栽、木材搬出に要する経費について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林齢 樹木の年齢をいう
- (2) 団地 一定のまとまりを持った森林をいう
- (3) 年生 苗木の植栽をした年を1年生とする人工林の年齢をいう

(事業主体)

第3条 事業主体は、森林組合、森林所有者等で組織する団体、林業業者（以下「林業事業体」という。）、町内に森林を有している森林所有者（以下「森林所有者」という。）であること、又は林業事業体に補助金に関する代理申請及び代理受領を委任（以下「代理申請」という。）した森林所有者とする。ただし代理申請した森林所有者においては、町税を滞納していない者とする。

(補助対象事業の区分及び補助金の額等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）の事業区分、対象森林、交付要件及び補助金の額は、次表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

事業区分	対象森林	交 付 要 件	補 助 金 の 額
利用間伐（利用間伐とは間伐材の搬出（土場まで）を伴うもの）	大江町内の 民有人工林	間伐率 30%以上で且つ 間伐した本数の 80%以上を林外へ搬出	事業主体ごとに標準単価（別紙）に事業量を乗じて算出した事業費の 1/2 以内（ただし、委託契約により事業を実施した場合は、標準単価に事業量を乗じた 1/2 以内と実行経費の 1/2 を比較し、いずれか低い額を補助額とする。）
作業道開設		延長 50m以上幅員 2m以上 ただし、事業を実施した翌年度までに利用間伐を実施する計画があること	

森林施業集約化	大江町内の 民有人工林	(1)2 人以上の土地を集約すること (2)1 ヘクタール以上の土地を集約すること。 (3)集約化する箇所は、利用間伐を実施する計画があること	1 ヘクタールあたり 20,000 円
下刈り (樹木の成長を阻害する草木類を除去する事業)		(1) 事業を実施する森林の規模は、1団地の面積が0.1ヘクタール以上であること (2) 事業を実施する森林に生育する樹木の林齢が、1年生から40年生までであること。ただし、事業を実施する森林が人工林の場合は、当該森林に生育する樹木の林齢が、1年生から10年生までであること	事業主体ごとに標準単価（別紙参照）に事業量を乗じて算出した事業費の 1/2 以内（ただし、委託契約により事業を実施した場合は、標準単価に事業量を乗じた 1/2 以内と実行経費の 1/2 を比較し、いずれか低い額を補助額とする。）
雪起こし (積雪により倒伏した植栽木を引き起こす事業)		(1) 事業を実施する森林の規模は、1団地の面積が0.1ヘクタール以上であること (2) 事業を実施する森林に生育する樹木の林齢が、1年生から40年生までであること。ただし、事業を実施する森林が人工林の場合は、当該森林に生育する樹木の林齢が、1年生から25年生までであること	
枝打ち (節のない材を生産するため、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす事業)		(1) 事業を実施する森林の規模は、1団地の面積が0.1ヘクタール以上であること (2) 事業を実施する森林に生育する樹木の林齢が、60年生以下で間伐と一体的に行うこと (3) 枝打ち高が最下枝から2メートル以上であること	

苗木植栽 (苗木の植栽により 森林を造成する事業)	大江町内の 民有人工林	(1) 事業を実施する森林の規模は、1団地の面積が0.1ヘクタール以上であること (2) 植栽する苗木が、針葉樹にあっては1ヘクタール当たり2,000本以上2,700本未満を、広葉樹にあっては1ヘクタール当たり2,000本以上2,500本未満を植栽すること	事業主体ごとに標準単価（別紙参照）に事業量を乗じて算出した事業費の1/2以内（ただし、委託契約により事業を実施した場合は、標準単価に事業量を乗じた1/2以内と実行経費の1/2を比較し、いずれか低い額を補助額とする。）
木材搬出（間伐材を土場から製材業者等に搬出したもの）		(1) 町内の製材業者等に搬出した利用間伐材 (2) 要綱第7条による実績報告までに町内の製材業者等に間伐材を搬出していること	丸太材積1 m ³ 当たり 1,000 円

2 補助対象事業を実施した年度における同事業の実施に要する経費であること。ただし、事業区分の木材搬出は、原則として令和8年度に利用間伐を実施したものを対象事業とするが、例外として令和7年度の冬期間に搬出間伐を実施したが積雪のため搬出できなかったものについては、交付決定後に搬出することにより、令和8年度の対象事業として認めるものとする。

3 補助対象事業について、この要綱以外の規則その他の規定により実施する又は実施された補助を受けていないこと。

（交付申請）

第5条 事業主体は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は次のとおりとする。なお補助金の交付申請期限は令和9年2月25日までとする。

事業区分	添付書類
利用間伐（利用間伐とは間伐材の搬出（土場まで）を伴うもの）	(1)事業計画書（様式第2号）及び付表 (2)箇所図（縮尺1/5,000の森林計画図に施行箇所を記載したもの） (3)その他町長が必要と認める書類
作業道開設	
森林施業集約化	(1)集約化計画書（様式第3号） (2)箇所図（縮尺1/5,000の森林計画図に予定箇所を記載したもの） (3)その他町長が必要と認める書類
下刈り	(1)事業計画書（様式第2号）及び付表 (2)箇所図（縮尺1/5,000の森林計画図に施行箇所を記載したもの）

雪起こし	(3)その他町長が必要と認める書類
枝打ち	
苗木植栽	
木材搬出（間伐材を土場から製材業者等に搬出したもの）	(1)事業計画書（様式第2号） (2)事業計画位置図（1/5,000） (3)その他町長が必要と認める書類

（計画の変更）

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更で補助金の額の増額を伴わない変更とする。

(1)補助事業に要する経費の配分の10分の3を超えない増減

2 前項の規定により、町長の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（様式第6号）に添付すべき書類は次のとおりとし、事業完了後30日以内又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

事業区分	添付書類
利用間伐（利用間伐とは間伐材の搬出（土場まで）を伴うもの）	(1)事業成績書（様式第2号）及び付表 (2)施業図（縮尺1/500又は1/1,000の実測図） (3)実施状況がわかる写真
作業道開設	(4)受託造林にあつては、森林施業委託契約書等の写し (5)代理申請にあつては、委任状及び精算依頼書の写し (6)その他町長が必要と認める書類
森林施業集約化	(1)集約化成績書（様式第3号） (2)森林施業集約化同意書（様式第4号） (3)箇所図（縮尺1/5,000の森林計画図に実施箇所を記載したもの） (4)その他町長が必要と認める書類

下刈り	(1)事業成績書（様式第2号）及び付表 (2)位置図（縮尺1/500又は1/1,000の実測図） (3)実施状況がわかる写真 (4)受託造林にあつては、森林施業委託契約書等の写し (5)代理申請にあつては、委任状及び精算依頼書の写し (6)その他町長が必要と認める書類
雪起こし	
枝打ち	
苗木植栽	
木材搬出（間伐材を土場から製材業者へ搬出したもの）	(1)事業成績書（様式第2号） (2)箇所図（1/5,000の森林計画図に施行箇所を記載したもの） (3)施業図（縮尺1/500又は1/1,000の実測図） (4)実施状況がわかる写真 (5)搬出間伐材が町内の製材業者に搬出されたことがわかるもの（領収書等の写し等） (6)材積量において、丸太状態での材積の詳細が分かるもの（詳細の写等） (7)代理申請にあつては、委任状及び精算依頼書の写し、森林所有者へ支払ったことが分かるもの（領収書等の写し） (8)その他町長が必要と認める書類

（帳簿の保管期間）

第8条 事業主体は補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から施行する。

(別紙)

標準単価表

山形県森林施業支援事業標準単価（令和8年4月現在）

区分：利用間伐（定性間伐 30%）

区 分（面積1ha当たり）	標準単価
10 ～ 20m ³	302,000円
20 ～ 30m ³	367,000円
30 ～ 40m ³	431,000円
40 ～ 50m ³	495,000円
50 ～ 60m ³	502,000円
60 ～ 80m ³	623,000円
80 ～ 100m ³	752,000円
100m ³ ～	880,000円

区分：森林作業路開設

区 分	標準単価
1m当たり	3,000円

区分：下刈り（全刈り）

区 分（1ha当たり）	標準単価
1回目	212,000円
2回目	183,000円

区分：雪起こし

区 分	標準単価
1ha当たり	172,000円

区分：枝打ち

区 分（1ha当たり）	標準単価
700～1,100本未満	180,000円
1,100本 ～	283,000円

区分：苗木植栽

区 分（面積1 h a 当たり）	苗木の区分	標準単価
草の丈が0.5m以下の草地	スギ (2,000～2,400 未満)	948,000円
	カラマツ (2,400～2,700 未満)	1,048,000円
	広葉樹 (2,000～2,500 未満)	933,000円
ササの丈が1m以下のササ地	スギ (2,000～2,400 未満)	917,000円
	カラマツ (2,400～2700 未満)	1,017,000円
	広葉樹 (2,000～2,500 未満)	901,000円

※なお標準単価については、申請時採用したものを事業完了まで採用するものとする。